

滋賀県余呉町・菅山寺不動明王坐像考

The Sculpture of Acalanātha Nighed in Kanzanji-temple, Yogo Town, Siga Prefecture

見田 隆鑑 (MITA Takaaki)¹⁾

1) 名古屋大学大学院文学研究科
Doctoral Course, Graduate School of Letters, Nagoya University

Abstract

This paper is a report of examination about the sculpture of Acalanātha niched in Kanzanji-temple, Yogo Town, Siga Prefecture. This sculpture of Acalanātha do up 8 topknots on the vertex, and probably render 7 knots on the hair which hangs in front of left ear. This figure is very unique, and has very important meaning for the evolution of the image of Acalanātha in Japan. In this paper, firstly I present basic data of this sculpture (ex. size, structure, condition of conservation), secondly introduce about Kanzanji-temple, and consider about this sculpture from some documents of the history of the Kanzanji-temple regarding with this sculpture (ex. *Kanzanji-Engi*), finally discuss my opinions about this sculpture and the factor of this evolution of the image of Acalanātha.

はじめに

日本における不動明王像には、十世紀末より玄朝様の十九観不動明王像などにみる頭頂で髪を七束の花形に結う“七莎髻”と呼ばれる髻を表わす姿が流行する。これに対し、本稿にて紹介する菅山寺不動明王坐像は頭頂に“八髻”を結び、垂下する辮髪を紐で七箇所括る姿を表わしたと考えられる一作例である。本像は以下にも述べるが十世紀末の制作と考えられ、不動明王図像の大きな変容期であるこの時期の図像変化を考える上で重要な意味をもつ作例と考える。

本像のように茸型や噴水型の八髻を表わす作例は奈良・普門院不動明王坐像など類例が少なく特異な図像と考えられてきた。しかし、“頂上八髻，辮髪紐七結”を表わす不動明王の図像は、それまで造像の主流となっていた“頂蓮，辮髪紐七結”を図像要素とする不動明王像が頂髻表現を受容して出現したと姿と考えられる。菅山寺不動明王坐像はこの“頂上八髻，辮髪紐七結”の不動明王図像の存在を証明する上で欠くことのできない貴重な一作例といえるだろう。

本像に関しては文化庁による湖北地方の悉皆調査の記録である『湖北地方の文化財—文化財集中地区特別総合調査報告 第11集—』(註1)にて既に一度報告がなされている。しかしなお形状記述なども十分なものとは言い難い点があり、余呉町観光協会会長東野更正氏の御好意により2004年8月28日(日)に調査を行う機会を頂いた(註2)。本稿は新たな調査結果をもとに本像に関する情報を訂正、追加するとともに『菅山寺縁起』の内容も踏まえ本像に関する考察を加えるものである。本像の写真資料も『湖北地方の文化財』では正面観のみの掲載であったが、本調査にて撮影した写真資料を可能な限り掲載する(註3)。

菅山寺不動明王坐像に関する基礎データ

【菅山寺不動明王坐像】(図版1～26参照)

所在：滋賀県 余呉町 菅山寺(滋賀県伊香郡余呉町坂口) 真言宗豊山派

〔法量〕

像高 58.5 cm (頭頂の髻 4.1 cm) 髪際高 48.6 cm
頭頂－顎下 20.7 cm 髪際－顎下 10.0 cm
面長 10.5 cm 面幅 10.5 cm 面奥 15.3 cm 耳張 14.0 cm
胸奥(右) 14.4 cm (左) 14.2 cm (条帛を含む) 腹奥 16.1 cm
肘張 36.7 cm 膝張 44.7 cm 膝奥(裳先奥) 32.4 cm
膝高(右) 7.8 cm (左) 8.5 cm

〔形状〕

正面向きの坐像。総髪を梳り、大部分を頭頂に集め紐一条で括り八束の髻を結び、頭髪の一部を辮髪として左耳前に垂下する(現状紐での括りは紐二条三結、三結目以下は後補)。両目開眼、上歯牙で下唇を噛む(中間歯四本の下出牙) 瞋相。三道相を表わす。胸部・腹部に括りを刻む。上半身に条帛(条帛は、環状の一本と、それを交差する一本の二本で構成され、左肩を僅かにあらわす)、下半身に腰衣、裙を着ける。装身具は、胸飾(別製取り付け)、臂釧・腕釧(各彫出)を付ける。持物は右手に剣、左手に羂索を執る(各後補)。火焰光背(後補)をあらわし、瑟瑟座(後補)に右足上の結跏趺坐にて坐す。

〔品質構造〕(資料1参照)

針葉樹材、榧か。頭・体幹部を通し頭頂の髻、左辮髪第三結目まで、左腕肘まで、左腰脇三角部までを含んで、木心を右後頭部を通る線に籠める堅一材より彫出する。内刳りはない。この頭・体幹部に右腕(肩・肘先・手首矧ぎ)、左肘先(手首矧ぎ)、右腰脇三角部(二材)、両脚部(正面中央から左腰脇にかけ矧ぎ目が凸状になる)を各矧ぐ。

本像制作の際、何らかの事情で像右側を充たす材が確保できず、肩以下の材、腰脇三角部材を当初から別材矧ぎにて補っていたと考えられる。また特徴的な構造として本体と膝前部材を噛み合わせる点が指摘できる(資料2参照)。本像体幹部材の木心の位置は表面に見られる干割れの方角により推定できる。

〔保存状態〕

像全体に数度の修理が施されたものと思われる。現状の後補部は、辮髪三結目以下、両肘以下、両脚部横一材、持物、彩色、光背(銘:「カーン 本堂本尊 大箕山 菅山寺」)、台座、装身具(胸飾)、朱書きの背面銘文(カンマン 大箕山 毘首羯磨作 菅山寺)である。現状像底全面には漆で布張りがなされている。表面より確認できる補修の鏝は右肩二本、右肘一本、左肘一本、像底二本であり、釘は像底に二本である。

本像は面部を見ると左右の印象が異なり、右側の方が切れのある彫りを見せる。臂釧の差も顕著であり右臂釧が整うのに対し、左臂釧は現状やや不整である。後世の補修が原因している可能性もあるが、体幹部と同じ材から彫出する左臂釧においてこの形状の不整が見られる。両臂釧とも現状は後補の補彩で覆われ、本調査ではその内側までの調査は行っていない。

『菅山寺縁起』と本像の関わりについて

菅山寺は、琵琶湖の北端に位置する木之本から北陸へと通じる北国街道をやや北上した余呉町坂口にある古寺で、現在は真言宗豊山派の寺院である。

この菅山寺の歴史は、永正十四年（1571）菅原光仁の編集による『菅山寺縁起』及び『余呉町誌』に収録される幾つかの菅山寺に関する文書から窺い知ることができる。

縁起等の記述から、菅山寺は天平宝字八年（764）孝謙天皇の勅を受けた昭檀上人が坊舎を建立し、龍頭山大箕寺として開山したとされ、最初は興福寺関係の法相宗の寺院として開山されたかと推定される。

平安期には嘉祥三年から斉衡二年（850～855）の間、幼少の菅原道真がこの寺の尊元和尚に師事したと伝え、その後寛平元年（889）道真四十五歳の時、宇多天皇の勅使としてこの寺に入り三院四十九坊を建立するとともに寺号を大箕山菅山寺と改め中興したとされる。

鎌倉期には菅山寺の大僧都専暁が中国に渡り、宋版一切経（七千余巻）を携え帰山したことが伝えられる。この宋版一切経は江戸時代、慶長十九年（1614）に徳川家康の要望により五十石（内三十石は石田三成から寄進されたもの）と引き換えに東京・増上寺に渡しており、その一部が現在も菅山寺に残る。

奈良時代に開基し、平安期中興され、鎌倉期にその全盛期を迎えたと考えられる菅山寺は天正十年（1582）に起きた湖北地方大地震や、戦乱による被害を受けたこともあり、時代が下るとともに坊舎の数を少なくしていったようである。

『菅山寺縁起』の内容については、史実と異なる点も見られ俄かに信用し難い部分も存在する。特に菅原道真と菅山寺の関係が注目されるが、宇多天皇の勅使として派遣される寛平元年（889）に道真は国司として讃岐国におり、当寺と関わったとすれば都へ帰還した寛平二年（890）以降ということになる。

菅山寺にある梵鐘に銘記される『菅山寺縁起』よりも早い建治三年（1277）の銘文には既に道真と明王像を結びつける記述が見られることから、遅くとも13世紀後半迄には菅山寺の不動明王像と道真との関係付けが行われ、『菅山寺縁起』成立以前に菅原道真の縁ある寺院として菅山寺が位置づけられていたことが窺える。更には菅山寺が不動明王信仰の盛んな寺院としての認識もこの頃までに確立していたものと考えられる。『菅山寺縁起』はこうした菅山寺の信仰背景をもとにまとめられたものと考えられる。

菅山寺の創建背景に関しては、これらの記録からだけでは明記することができないが、湖北地方一帯に目を向けると、己高山の鶏足寺、石道寺や高月町の向源寺、赤後寺など一つの仏教文化圏が存在し、これらの寺院との関係性を考える必要があるだろう。本稿では不動明王を中心に記述するが、菅山寺に関しては観音信仰という側面からも背景を探る必要があるだろう。菅山寺にも平安時代前期と推定される十一面観音菩薩立像が残ることも注目できる。

『菅山寺縁起』及び菅山寺に関する資料の中では本像を指すと考えられる不動明王坐像についてその由来を以下のように記述している。

①『菅山寺縁起』（『余呉町誌 下』 p264-268）

永世十四年（1571）菅原光仁 筆

「本尊者前人王世七代孝徳天皇之御宇乘神通之光而来朝薩州而坐之此ノ上人得不思議之御告安置于当山矣 阿遮深秘之尊像毘首羯磨之彫刻也」（部分抜き書き）

②『菅山寺文書』宝物・什器目録（『余呉町誌 下』 p313）

「一、本尊不動明王 従天竺来朝 毘首羯磨作

夫当山ハ人王三十七代孝徳天皇之御宇夜々金色之光聳天之由達叡聞 立勅使玉フ尔時不動尊ノ両童忽然ト顕 此山者是不動薩捶の所住也 早肅寺御建立シ帰依渴仰給ハ普天卒上君臣堅固如意満足タルヘシ 我等者 金迦羅 制多迦也ト云テ登天 仍テ開基ノ御願ヲ立給ふ 其後人王四十六代孝謙天皇ノ御宇 天平宝字八年承テ勅ヲ照檀上人精舎建立ノ時 上人得不思議ノ告ヲ前ノ人皇三七代ニ薩州ニ来朝シ玉フ尊を当山ニ安置シ玉フ委悉別縁起ノ如シ」

③『菅山寺什器帳』（明治二十二年の記述か）（『余呉町誌 下』 p318）

第壹項 仏像之部

・本尊不動明王木坐像 壹体 但し丈壹尺八寸（※約五十四センチ）

毘首羯磨彫刻天平宝字八年開基照檀上人来朝当寺ニ安置ス

④『菅山寺梵鐘銘文』建治三年（1277）

（『近江伊香郡志 上巻』 p389-390）

「近江国伊香郡有三靈窟尤是稱□是故本願聖靈菅大相□是立精舎於當山安置明王於本尊自余以降年紀懇靈驗炳然繁昌無窮故満徒等廣為救群生□薄女推鐘成洪聲之青腰及音響於十方普利益於九界仍□鑄如件 建治三年丁丑五月八日 一山衆徒 大工左馬允丹治国則」

⑤『興福寺官務牒疏』（『大日本仏教全書 寺誌叢書第三』 p135-136）

「大箕山寺在同郡餘呉東嶺、亦稱菅山寺。僧房百五宇。承仕二千口。衆徒十七口。末寺七十餘寺。孝謙天皇御宇。天平寶字八年。照檀上人開基。然後。宇多天皇寛平元年。菅相國公中興。本尊五智如来並阿遮羅明王。鎮守白山天満大神之兩社。」

ここで記されるのは、不動明王像が孝徳天皇の時代に薩州（薩摩）に来朝した尊像を開山昭檀上人が大箕寺に安置したもので、毘首羯磨（註4）が彫刻したものとする説と道真による中興期の安置とする説の二説である。

孝徳天皇の時代（7世紀半～後半）に本像が薩摩に来ていたとは信じ難く、毘首羯磨伝承も日本の他の作例にも見るように、印度～中国～日本の三国伝来を意識した後付けの解釈と考えるべきである。

また、薩摩が取り上げられる背景には、『菅山寺縁起』が菅原光仁により編集された当時に繁栄していた港である薩摩坊津が意識された可能性、奈良時代の請来に合わせた当時の貿易港を選択した可能性の二つを考える。坊津を起点とした日中間貿易の航路は中国（唐）から中期密教を請来した空海、最澄らが入唐する以前の航路であり、その後の入唐僧の経路にもあたらない。

不動明王の日本への請来は經典の記述上では『不空羼索神變真言經』（大正大藏經第18卷密教部一No.1092）1092）、『大日經』（大正大藏經第18卷密教部一No.848）などを通し空海らの入唐以前に請来されていたことは周知の通りである。しかし、その造形は空海帰朝以降に行われたものとする。

縁起中には本像が大陸から伝来したものであることが記述されるが、実際の作品を見ても日本での制作であることは明らかである。特にその面部表現は滋賀県近江八幡市冷泉寺の四天王像中広目天立像（旧曼荼羅坊安置か）と近似し（図版27）、制作年代は十世紀末～十一世紀初と推定する。またこの制作年代から梵鐘銘文に残される道真による中興期の造像とも言えないことが指摘できる。

菅山寺には現在本像を含め合計六体の不動明王像(坐像四体, 立像二体)が残されている。その中で『菅山寺縁起』、『梵鐘銘文』などに影響を与えた可能性が考えられるのは本像であり、本像の存在をもとに諸説が創造されたものと思われる。

日本における不動明王図像の展開の中での菅山寺不動明王坐像

菅山寺不動明王坐像のように頭頂で八髻を結び、左耳前に垂下する辮髪を紐で括る図像を表わす(もしくはその可能性のある)彫像作例には以下の尊像をあげることができる。

・奈良 長谷寺普門院不動明王坐像(旧平等寺像)・・・

頭頂に噴水型の八髻, 辮髪は紐七結(図版 28)

・大阪 常福寺不動明王坐像・・・頭頂の髻は欠失(紐二条を残す), 辮髪は紐七結(註 5)(図版 29)

・滋賀 石山寺不動明王坐像・・・

頭頂に茸型の八髻(現状後補か), 辮髪は紐七結(図版 30)(註 6)

・The Mary and Jackson Burke Foundation, New York 所蔵 不動明王坐像(旧青蓮院蔵)・・・

頭頂に花形の八髻, 辮髪は紐七結(図版 31)

頂上八髻, 辮髪垂下部の紐七結の双方を当初の姿で残すのは普門院像, The Mary and Jackson Burke Foundation 所蔵像(註 7)であるが, 上記の作例の当初部を相互補完することにより, 一つの不動明王図像の姿が想定できる。(註 8)

菅山寺像はこれらの類例の中でも特に頭髪の流れを頭頂部に向けて表現し, 当初から頭頂に八髻を作る意図が明確であることが注目される。辮髪は現状三結目以下が後補であるが, 当初は普門院像のように紐七結であったと考える。

更に筆者は, この不動明王図像が“頂蓮, 辮髪紐七結”を図像要素とする弘法大師様不動明王図像(図版 32)からの一変容と捉え, 玄朝様の十九観不動明王に見る髪を七束の花形に結う七莎髻と現状解釈される表現(図版 33)ではなく, 八髻を頭頂に表わす背景には弘法大師様図像の辮髪紐七結を残した上で, 頭頂を頂蓮から頂髻へと変化させる意図が存在したものと考える。そして, この八という数字は“八葉蓮華”の八葉から発想されたものと捉える。

頂髻への意識は観賢の言葉に早くも見ることができ, 心覚撰『鵝珠鈔 上二』 不動頂上蓮華事(『真言宗全書 36』所収)に空海の次第である「納涼房次第」と観賢の次第との比較が以下のように記される。

○ 納涼房次第云 頂ニ蓮ヲ載セル者, 菩提心ノ行者ヲ載セル也 云々・・・

○ 般若寺僧正観賢ノ次第云。 頂上ノ蓮ハ菩提心ノ行者ヲ載セル者, 此レ頗ル謬ル可 義ヲ以テ之ヲ推ルニ頂髻也。蘇悉地云。

ここでの記述は観賢が空海の頭頂に蓮華を載せる不動明王の姿を批判し, 経軌を解釈すると頂髻が正しいと主張するもので, 注目すべき点として『蘇悉地経』(註 9)を取り上げる点があげられる。心覚はまた「私ニ云ク, 大師御筆ノ不動皆有リ頂上ニ蓮華, 般若寺ノ疑問何ニ」と観賢が蓮華を否定し頂髻とする点を疑問視するように, 空海の請来以来不動明王の頭頂には蓮華という観念が一般的であり, 観賢の頂髻への解釈が異例なものであったことを窺わせ, 空海以降に請来された新たな不動明王観がこの頂髻表現への変化をもたらしたものと推測する。それは観賢が「蘇悉地」と記すように, 『蘇悉地

経』の思想解釈による不動明王の姿とも考えられる。

玄朝様の十九観不動明王や円珍請来図像(三井様)をもとにした同聚院不動明王坐像など十世紀末以降の不動明王像に花形の七莎髻が表わされる背景にもこの頂髻表現が経軌に適った正しい姿と捉える図像解釈の変化が影響したものと考えられる。

ただ、八髻と花形の七莎髻の双方の図像変化に関しても空海の請来以降、造像の主流となっていた“頂蓮・辮髮紐七結”を図像要素として持つ弘法大師様不動明王像の図像イメージを引き継いだ形で変化がおこっている可能性を指摘したい。(資料3参照)

頭頂に八髻を結び、垂下する辮髮を紐七結する不動明王の姿を示す経典・儀軌の記述、白描図像は現在の所確認できず、“頂上八髻、辮髮紐七結”の不動明王図像は日本において僧侶の意楽により制作された可能性を考えている。同時に注目すべき点として、菅山寺像をはじめ“頂上八髻、辮髮紐七結”の図像を呈す不動明王坐像が近畿圏の真言宗寺院に安置され、その制作年代も近い点が指摘できる。

安然の記した『廣撰不動明王秘要決』巻第二(『日本大藏経』天台宗密教章疏三 大正九年八月三十一日発行)には慧運請来の不動明王の姿として「慧雲阿闍梨唐本幀。像頂安黒髪之七髻也。余唐本幀多安蓮華。」という記述を残し、頭上に七髻を表わす不動明王図像が請来された可能性を示す。七髻については経典・儀軌上に典拠を求めることができ(註10)、七髻の観念が尊像に表現される際、頭頂に花形の七莎髻を表わす姿が中国で既に存在した可能性もある(註11)が、筆者は慧運請来の図像は『底哩三昧耶経(三卷本)』による姿であったと推測し、その中で記述される「頭上七種髪」の姿はフランス・ギメ美術館所蔵ペリオコレクションの版本:千手千眼観音曼荼羅図中の不動明王(註12)に見る、頭頂から垂下する辮髮を紐で七箇所括る姿(図版34)であったと考え、花形の七莎髻は日本で不動明王の表現と結びついたものと考えられる。

十世紀末以降、玄朝様の十九観不動明王図像が流行したこともあり、現在確認できる不動明王像の頂髻表現の多くは花形の七莎髻を表現する。これは花形の七莎髻が教理的な典拠に適った図像として受容されたことによる所が大きいと考えられる。

菅山寺像のように頭頂に八髻を表わし、辮髮を紐七結する図像を表わす作例は花形の七莎髻を表現する作例に比べれば確認される例が少なく、不動明王の一図像としての理解が希薄である。しかし、日本に於ける不動明王像の図像展開を考える上で重要な意義を持つ姿であり、今後より多くの作例を探索することで本図像の存在を補強するとともに、その意義をより深められるものと考えている。

不動明王の彫像作例の中で破損欠失することの多い頭頂部を当初の八髻の姿で残す菅山寺不動明王坐像の存在は平安時代中期の不動明王像の展開の一つの流れを証明する貴重な存在であると考えられる。

むすび

本稿は菅山寺不動明王坐像の調査報告を中心とし、本像が呈する“頭頂八髻、辮髮紐七結”の不動明王図像の成立背景について不動明王図像の一つの転換期である十世紀末に焦点をあて、それ以前に主流であった“頂蓮、辮髮紐七結”を図像要素を持つ不動明王図像からの一変化として捉えた。

現在の所様々な課題も残すが今後の類例探索を通し補っていきたい。本稿を通して菅山寺不動明王坐像の存在が広く知られるとともに、菅山寺に関する研究がより進む契機となれば幸いである。また内容に関してご教示を頂くことで不動明王に関する研究をより深めていければと思うしだいである。

註

1. 文化庁(1973)『湖北地方の文化財—文化財集中地区特別総合調査報告 第11集—』

2. 本像の調査は2004年8月28日(土)に行った。本調査には奈良教育大学助教授 山岸公基氏、大津市歴史博物館 寺島典人氏、名古屋大学大学院 安藤房枝氏の御指導、御協力を頂いた。
また調査には余呉町観光協会会長東野更正氏をはじめ、余呉町民の皆様には長時間にわたる御協力を頂いた。本調査に関わったすべての皆様にこの場を借りて謝意を表したいと思う。
3. 本像の写真撮影には大津市歴史博物館 寺島典人氏に多分の御指導、御協力を頂いた。
4. 毘首羯磨(ビシュヴァカルマン)はバラモン教では世界創造の神もしくは工藝の神とされる。仏教においては帝釈天の臣で、釈迦如来切利天より還御の時、寶階を作ったとされる。実在の人物ではなく神の名称である。日本の作例の中には菅山寺像の他にも毘首羯磨作とする尊像が多く存在する。
5. 大阪・常福寺像に関しては山岸公基氏「大阪・常福寺不動明王坐像小考」に縁起を含めた詳しい論考があり、常福寺像の写真資料も掲載されており参考にして頂きたい。
6. 石山寺の淳祐内供は菅原道真の孫にあたり、石山寺に残る本像と道真中興伝承が残る菅山寺の尊像が同系であることは何らかの関連性を感じさせる。
7. この像は他の類例と比べ時代が下る鎌倉時代の作例である。その姿は快慶作とされる京都・醍醐寺三寶院不動明王坐像、京都・正寿院不動明王坐像を思わせるものがある。〈八髻〉の形状も噴水型や茸型ではなく、平板な花形で表現される。その他の像が真言寺院に属するのに対し、本像は天台寺院の青蓮院に安置されたと伝える点も異例である。本稿では同一の図像を呈すものとして取り上げたが、頂蓮が花形の八髻で表現されていく過渡期の様相を示すものとする。
8. 京都・妙法院護摩堂不動明王立像は頭頂に茸型の七髻を表わすが現状後補、辮髪垂下部は現状紐七結であるが三結目以下が後補である。伊東史朗氏は「後頭部から左側頭部に至る髪分け目が頭頂で消えているので、ここに髻などがあったことは確かだが、きのこ形の現在の七髻は、石山寺や奈良普門院の不動像に同形があるとはいえず、稀な例ではある(後補).」と述べている(伊東史朗「妙法院護摩堂不動明王立像について一天台系不動像の一系譜」 2000年4月30日発行『平安時代彫刻史の研究』名古屋大学出版会所収)。また長和三年(1014)銘を残す滋賀・園城寺勸学院不動明王坐像は頭頂に花形の七髻を表わし辮髪垂下部を紐七結し、〈七〉という数字の重複が生じている。園城寺像の製作段階では花形の七髻が頂蓮に代わる図像として辮髪紐七結を残したまま利用されたものと思われ、この段階以前では〈七〉の重複は一つの図像内では起こらなかったものと筆者は想定する。妙法院像も同様に〈七〉の重複がなされた可能性もあるが、頂蓮ではなく頂髻が表わされていた場合〈八髻〉であった可能性も同時にみつ作例と考える。
9. 津田徹英氏は「醍醐寺靈宝館所蔵 五大明王像」仏教芸術255 2001年にて、この蘇悉地に関して観賢は唐・輪波迦羅訳『蘇悉地羯囉經』卷上「持真言法品第六」の記述に根拠を求めたと指摘している。
10. 善無畏訳『慈氏儀軌』(大正大藏經第20卷 密教部三 No.1141)に「頂有七髻」の記述が見られ、不空訳『底哩三昧耶經(三卷本)』(大正大藏經第21卷 密教部四 No.1201)には「頭上七種髮」が「七菩提分」を表わすものとする記述が見られる。
11. 不動明王のイメージに含まれる童子、奴僕という感覚から不動明王以外の童子像、奴僕像からの図像要素が混交した可能性も考えられ、騎獅文殊像等に付随する崑崙奴など異国の奴隸の姿が不動明王の姿に取り入れられた可能性も考えられる。日本に残る白描図像「叡山本阿界曼荼羅図(胎藏界)」(鎌倉時代の写本)の不動明王が巻髪に花形の七髻を表し、中国から請来された姿とする見解があるが、筆者はこの写本の不動明王は日本で少なくとも十世紀末以降に描かれたものと考えている。
12. 本版本の調査は尾本圭子夫人、ヴァレリー・ザレスキー夫人の御好意により2003年10月3日にギメ美術館別館にて行った。写真資料はギメ美術館写真部にてネガから複写させて頂いたものである。その姿は蓮華座に座す点を除けば、善無畏訳『慈氏儀軌』に説く不動明王の姿に概ね適合する。

引用文献一覧

[和書]

- 安然撰『広撰不動明王秘要決』『日本大藏經 天台宗密教章疏三』所収 大正9年8月31日発行
伊香郡郷土史編纂会(1972)『近江伊香郡志 上・下巻』名著出版
伊東史朗(2000)『平安時代彫刻史の研究』所収「妙法院護摩堂不動明王立像について一天台系不動像の一系譜」
名古屋大学出版会所収
佐和隆研編(1975)『密教辞典 全一卷』法蔵館
心覚撰『鵝珠鈔 上二』『真言宗全書 第三十六』所収 昭和52年10月31日発行 同朋舎
佛書刊行会編纂『大日本仏教全書 寺誌叢書第三』 大正4年1月25日発行 佛書刊行会

文化庁（1973）『湖北地方の文化財—文化財集中地区特別総合調査報告 第11集—』
津田徹英（2001）「醍醐寺霊宝館所蔵 五大明王像」仏教芸術 255
山岸公基（1991）「大阪・常福寺不動明王坐像小考」『無遮』所収 和光大学芸術学武者小路研究室
余呉町誌編さん委員会、余呉町役場（1991）『余呉町誌 通史編上・下』

〔漢訳経典〕

『大日経』（大正大蔵経第18巻 密教部一 No.1092）
『不空罽索神変真言経』（大正大蔵経第18巻 密教部一 No.1092）
『慈氏儀軌』（大正大蔵経第20巻 密教部三 No.1141）
『底哩三昧耶経（三卷本）』（大正大蔵経 第21巻 密教部四 No.1201）

〔付属資料〕

〈資料1〉 菅山寺不動明王坐像 構造図
〈資料2〉 菅山寺不動明王坐像 像底図
〈資料3〉 不動明王の図像展開に関する筆者の試論を略図化したもの

〔図版出典〕

本稿にて使用した図版で複写したものは以下の通りである。その他（図版1～26）はすべて今回の調査にて撮影された写真によるものである。（図版29）は常福寺御住職様の御許可により、拝観の際に筆者が撮影したものを掲載させて頂きました。

【滋賀・冷泉寺広目天立像】（図版27）

猪川和子『四天王像 日本の美術5 No.240』昭和61年5月15日発行 至文堂

【奈良・普門院不動明王坐像】（図版28）

奈良国立文化財研究所飛鳥資料館『飛鳥の佛像』昭和58年10月15日発行 同朋舎出版

【滋賀・石山寺不動明王坐像】（図版30）

中野玄三『不動明王像 日本の美術3 No.238』昭和61年3月15日発行 至文堂

【The Mary and Jackson Burke Foundation, New York 所蔵 木造不動明王坐像】（図版31）

『在外 日本の至宝 8 彫刻』昭和55年7月20日発行 毎日新聞社

【神護寺・両界曼荼羅図（高雄曼荼羅）のうちの不動明王像（X線写真）】（図版32）

京都国立博物館編『画像 不動明王』昭和56年5月15日発行 同朋舎出版

【醍醐寺所蔵『不動図巻』中の不動御頭】（図版33）

京都国立博物館編『画像 不動明王』昭和56年5月15日発行 同朋舎出版

【ギメ美術館所蔵 版本・千手千眼観音曼荼羅図中の不動明王坐像】（図版34）

2003年10月に行った当版本の調査の際、フランス・ギメ美術館写真部にてネガより複写して頂いた写真を利用させて頂いた。

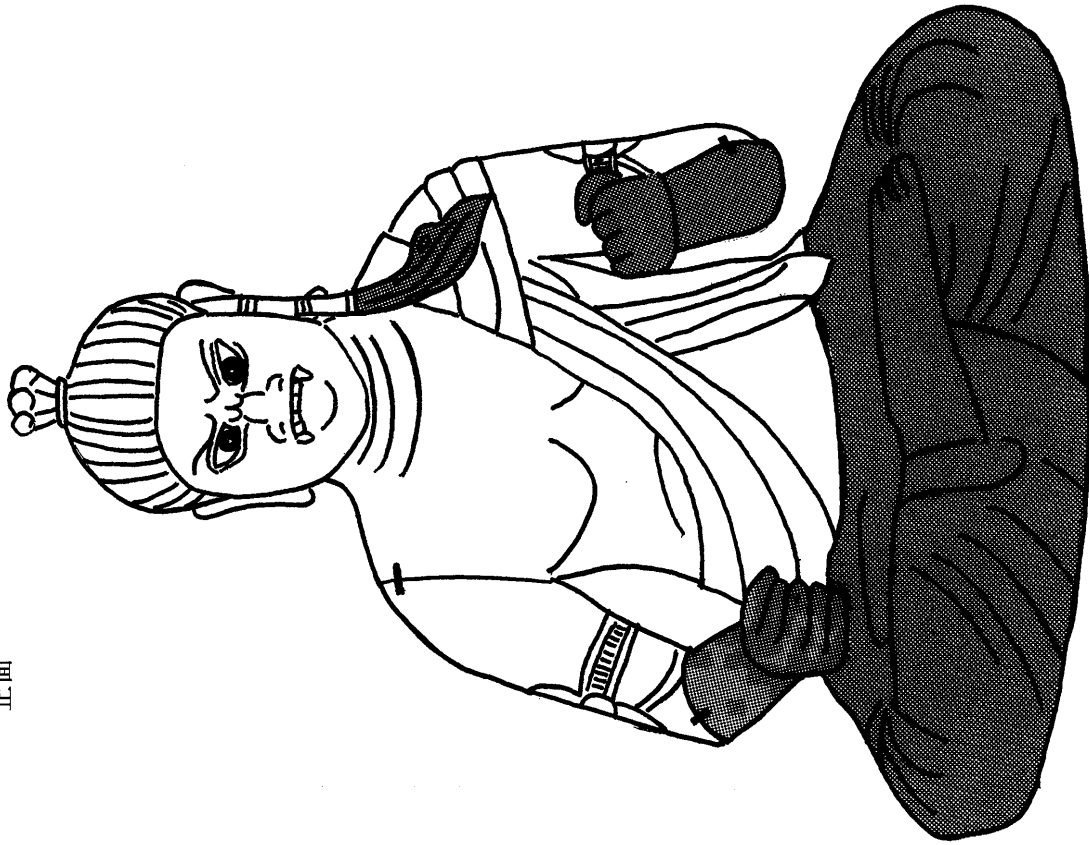
〔付記〕

本稿作成にあたり、名古屋大学大学院文学研究科宮治昭教授、奈良教育大学山岸公基助教授に御指導を賜り、有意義な御意見を頂きました。末筆ながら記して厚く御礼申し上げます。

また、本調査に関し御理解を頂いた菅山寺当局様にも合わせて御礼申し上げます。

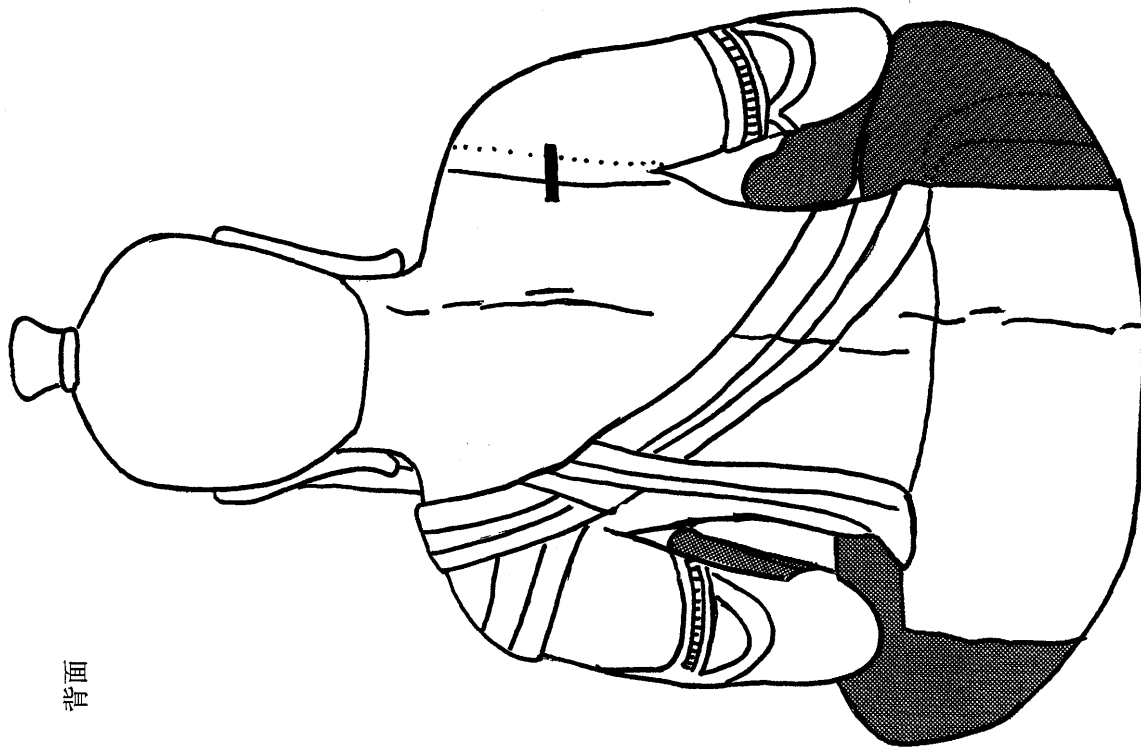
（2004年10月25日受付，2004年11月20日受理）

正面



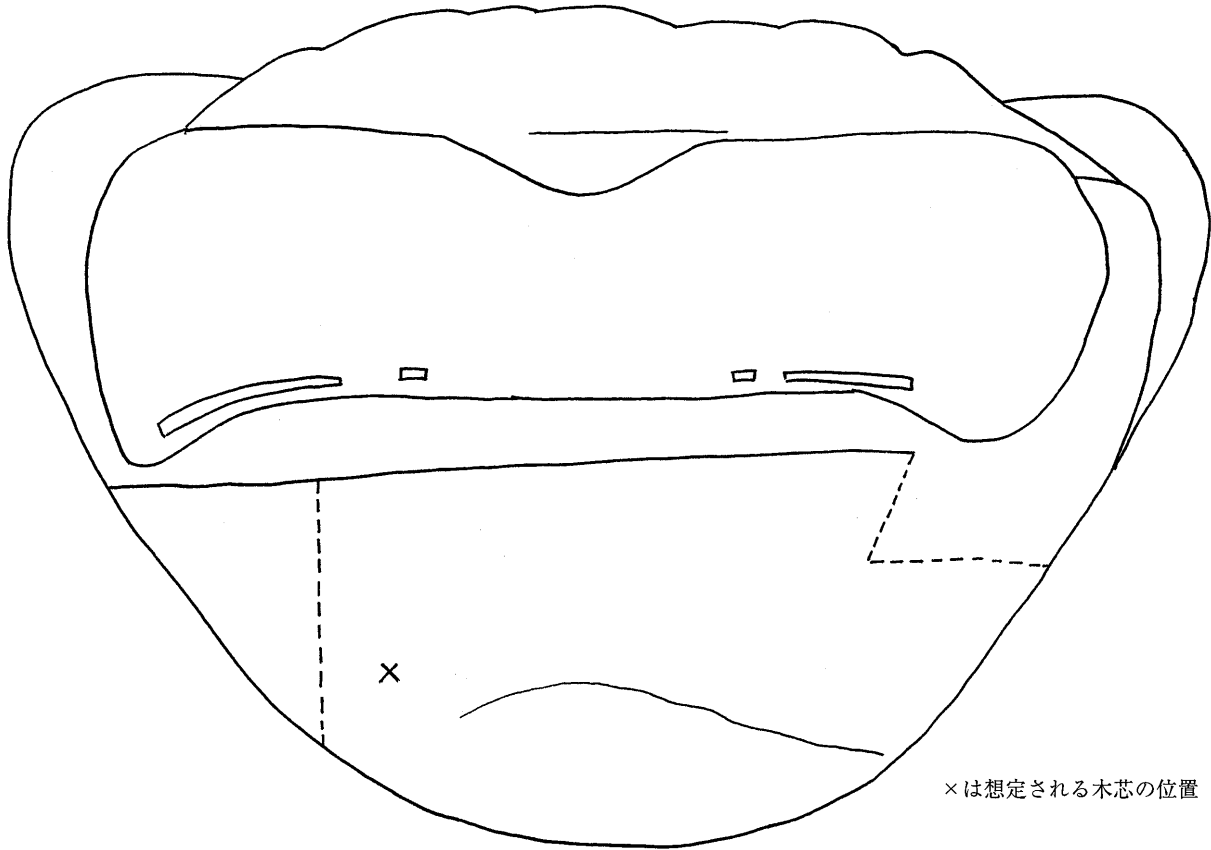
※網掛けは後補部

背面





(資料1) 菅山寺不動明王坐像 構造図

(資料2) 菅山寺不動明王坐像 像底図



(資料3) 不動明王の図像展開に関する試論略図

<p>初期の不動使者の姿 (頂蓮、無結の辮髪)</p> 	<p>七 髻 の 付 加 →</p>	<p>弘法大師様不動明王 (頂蓮、辮髪紐七結)</p> 	<p>→ 頂 髻 表 現 の 受 容 →</p>	<p>菅山寺不動明王坐像など ・頂蓮→八髻に変化 (八葉蓮華の“八”を踏襲) ・辮髪紐七結はそのまま残す</p> <p>①</p> <p>花形の七莎髻を頭頂に表わす 不動明王像 ・頂蓮、七結を踏襲する花形の 七莎髻 ・辮髪は捻じれて垂下する (無結もしくは末に一緒)</p> <p>②</p>
---	--	---	--	--

※表中の図版は「奈良国立博物館所蔵：胎蔵図像のうちの不動明王像」及び「醍醐寺所蔵：不動図巻のうちの高雄曼荼羅様不動明王像」である。ともに京都国立博物館編『画像 不動明王』昭和56年5月15日発行より複写。



〔図版1〕 菅山寺不動明王坐像 正面



〔図版2〕 像底



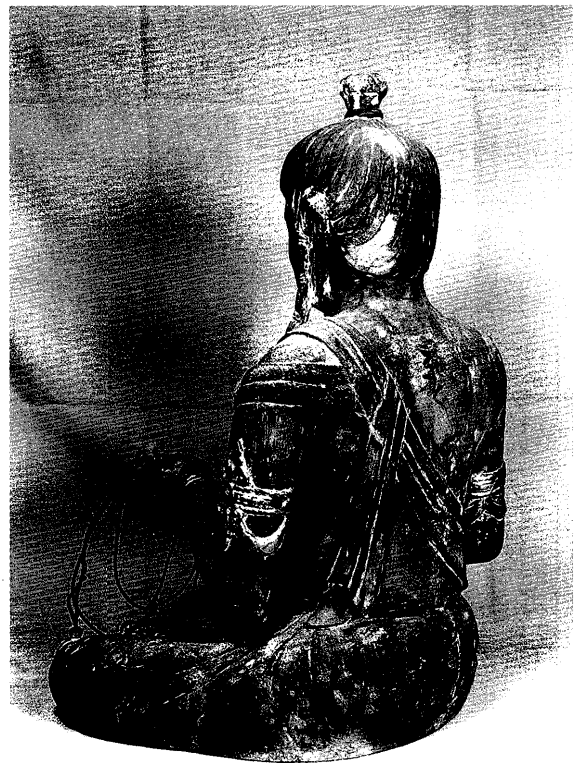
(图版 3) 背面



(图版 4) 正面左斜侧



(图版 5) 左侧



(图版 6) 背面左斜侧



(图版 7) 背面右斜侧



(图版 8) 右侧



(图版 9) 正面右斜侧



(图版 10) 左腰脇部



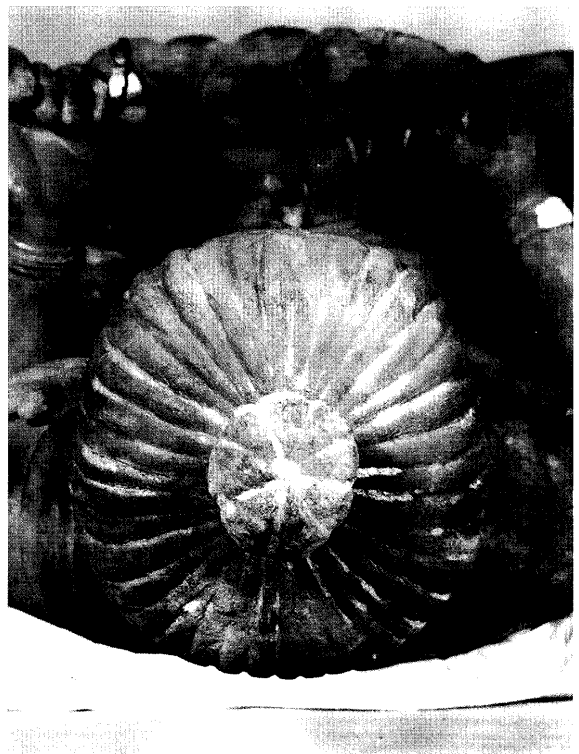
(図版11) 面部正面



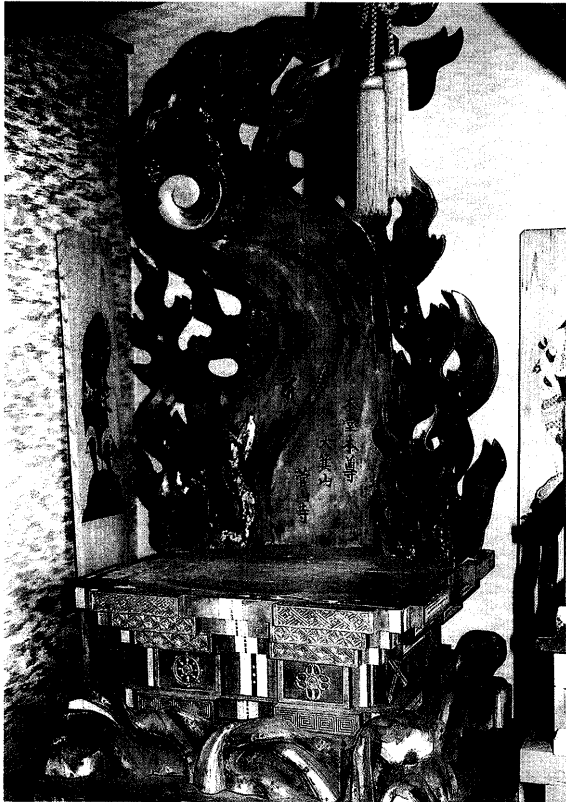
(図版12) 面部右側



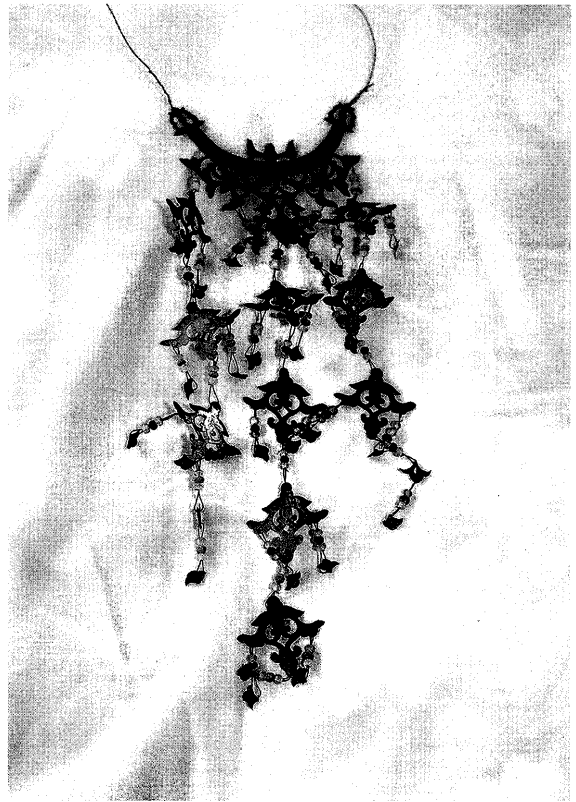
(図版13) 面部左側



(図版14) 頭頂の八髻



(図版15) 現状の台座及び火焰光背



(図版16) 胸飾



(図版17) 右臂釧



(図版18) 左臂釧



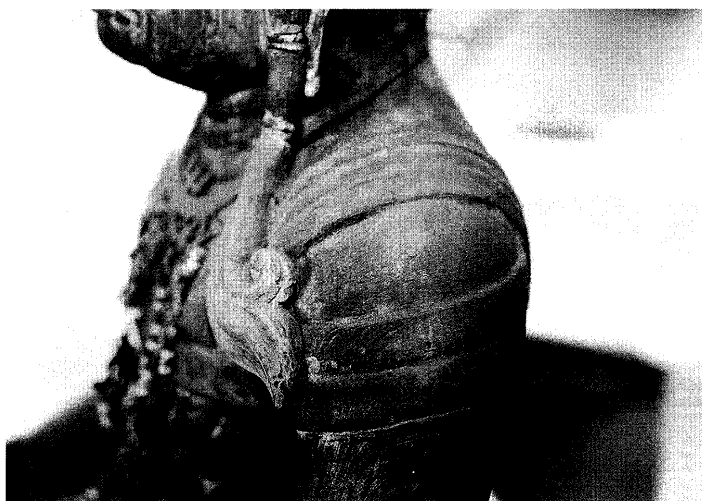
(図版 19) 右腕釧



(図版 20) 右肩背面補修部



(図版 21) 右肩正面補修部



(図版 22) 本体と共木の左肩部

(図版 23) 右肘の補修



(図版 24) 左肘の補修



(図版 25) 右手



(図版 26) 左手



(图版 27) 滋賀 冷泉寺広目天立像



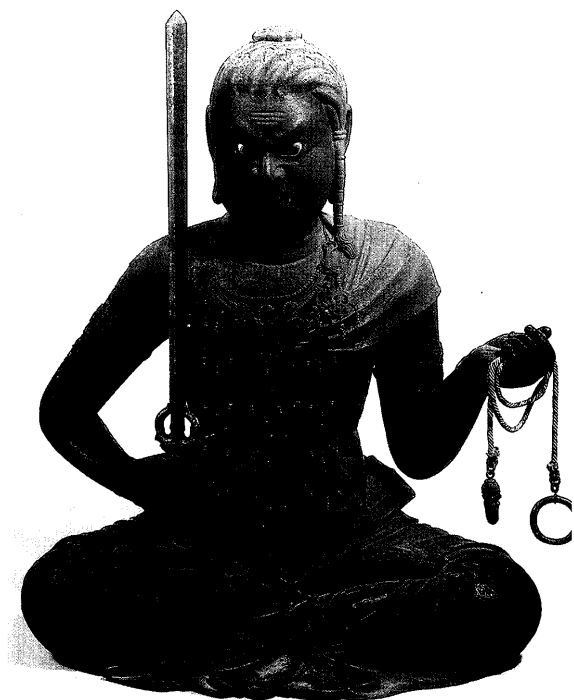
(图版 28) 奈良 普門院不動明王坐像



(图版 29) 大阪 常福寺不動明王坐像



(图版 30) 滋賀 石山寺不動明王坐像



(図版 31)
The Mary and Jackson Burke Foundation, New York 所蔵
木造不動明王坐像



(図版 32)
京都 神護寺・阿界曼荼羅 (高雄曼荼羅) のうちの不動明
王像 (X線写真)



(図版 33)
京都 醍醐寺所蔵『不動図巻』中の不動御頭



(図版 34)
フランス ギメ美術館所蔵
版本・千手千眼観音曼荼羅图中的不動明王坐像